

令和 6 年（第 3 回定例会）

厚生環境教育委員会 会議録

令和 6 年 9 月 6 日

厚生環境教育委員会 会議録

○開会日時 令和6年9月6日（金）

開議 午前10時00分

閉議 午前11時41分

○開会場所 市議会 第3委員会室

○出席委員（8名）

委員長 安部 一郎

副委員長 重松 康宏

委員 中村 悟

委員 小野 和美

委員 日名子 敦子

委員 三重 忠昭

委員 黒木 愛一郎

委員 山本 一成

○欠席委員（0名）

○委員外議員出席者（0名）

○執行部出席者

教育長	寺岡 悌二	市民福祉部長兼 福祉事務所長	田辺 裕
こども部長	宇都宮 尚代	いきいき健幸部長	和田 健二
教育部長	矢野 義知	こども部次長兼 子育て支援課長	中西 郁夫
教育部次長	稲尾 隆	市民課長	大石 宗徳
高齢者福祉課長	阿南 剛	ひと・暮らし支援 課長	甲斐 博幸
障害福祉課	大久保 智	保険年金課長	石崎 聡
スポーツ推進課長	豊田 正順	教育政策課長	森本 悦子
市民課参事	田原 亜矢子		

○議会事務局出席者

課長補佐 松 本 万 紀 子 事 務 員 尾 割 春 晃

○付託議案及び審査結果等

付 託 議 案		審査結果
議第 7 5 号	令和 6 年度別府市一般会計補正予算（第 4 号）関係部分	全員一致による 原案可決
議第 7 6 号	令和 6 年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	全員一致による 原案可決
議第 7 7 号	令和 6 年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	全員一致による 原案可決
議第 7 8 号	令和 6 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	全員一致による 原案可決
議第 7 9 号	別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第 8 0 号	別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第 8 1 号	別府市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第 8 2 号	別府市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第 8 3 号	別府市多世代交流健康増進複合施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	全員一致による 原案可決
議第 8 4 号	別府市国民健康保険条例の一部改正について	全員一致による 承認
議第 8 8 号	大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	全員一致による 承認

○会議録 別紙のとおり

以上のとおり、本顛末に相違ないことを証明し、ここに記名捺印する。

令和6年9月6日

厚生環境教育委員会

委員長 安 部 一 郎

厚生環境教育委員会 会議概要

○開議：10 時 00 分

○安部委員長

ただいまから、厚生環境教育委員会を開会いたします。

当委員会に付託を受けました議案は、議第75号令和6年度別府市一般会計補正予算（第4号）関係部分ほか10件であります。

審査は、お手元に配付している議案審査順序表の記載順により、各課に説明を受け、質疑の後、採決をいたします。

初めに、市民課関係議案の審査を行います。

議第75号令和6年度別府市一般会計補正予算（第4号）市民課関係部分について、当局から説明をお願いします。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長

おはようございます。市民福祉部長の田辺でございます。

それでは、今回提出しております市民福祉部関係議案の概要について御説明申し上げます。座って御説明させていただきます。

市民福祉部におきましては、議第75号令和6年度別府市一般会計補正予算（第4号）におきまして、市民課、高齢者福祉課の2課より、また、議第77号令和6年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）におきまして、高齢者福祉課より3案を提示しております。順次、担当課より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、市民課関係部分について御審査をお願いいたします。

○大石市民課長

おはようございます。市民課長の太田です。市民課参事兼マイナンバーカード推進室長の田原です。よろしく願いいたします。それでは、座ってご説明させていただきます。

議第75号令和6年度別府市一般会計補正予算（第4号）市民課関係部分について、ご説明させていただきます。

予算書16ページをお開きください。歳出についてご説明させていただきます。

事業番号0178 住民基本台帳事務に要する経費の追加額として、4,663千円を計上しております。

これは、住民基本台帳法の一部改正、令和5年6月9日、法律第48号に伴い、住民票等の記載事項に氏名の振り仮名を記載するとともに、マイナンバーカードへの氏名のローマ字を表記したものを使用できるよう、住民記録システムへ必要な機能の追加を行うものです。

続きまして、同ページ中段の事業番号0179 戸籍事務に要する経費の追加額として、1,309千円を計上しております。

これは、戸籍事務へのマイナンバー制度導入、令和元年5月24日法律第17号に伴い、戸籍システムで氏名の振り仮名を取扱うために必要な機能及び関連システムとの連携機能の追加を行うものです。

続きまして、同ページ下段の事業番号1187 マイナンバーカード交付に要する経費の追加額として、157千円を計上しております。

これは、令和6年12月2日より実施される予定のマイナンバーカードの特急発行を実現するために必要な機材等を装備するものです。通常、マイナンバーカード申請から1～2か月程度要している発行期間において、新生児、紛失等による再交付、国外転入者など、特に速

やかに交付が必要となる場合を対象に最短1週間以内へ短縮するものです。

次に、歳入についてご説明させていただきます。予算書9ページをお開き下さい。

上段、社会保障・税番号制度システム整備補助金でございます。先ほど歳出でご説明しました戸籍システム改修の国庫補助金として、1,309千円を増額するものです。

次に同ページ上から2行目、マイナンバーカード交付事務費補助金の追加額でございます。これも先ほど歳出でご説明しましたマイナンバーカードの特急発行に伴う国庫補助金として、157千円を増額するものです。

以上で、市民課関係部分の説明を終わります。審議の程、よろしくお願いいたします。

○安部委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

○日名子委員

マイナンバーカードの手続きが少しややこしい印象がありますが、時間を短縮して新規も再発行も1週間程度でという認識でよろしいですか。

○大石市民課長

お答えします。

全員を特急発行の対象にしているわけではなくて、先ほど御説明させていただきました新生児、産まれてすぐのお子さんは保険証が要るだろうと。あと、失くした時もやはり1か月も2か月も時間がかかるというのはどうかというお話もございましたので、国の方で紛失による再発行、それから国外から国内に入ってきた人もすぐに必要だろうということで、その3点についてはおおむね1週間程度で発行できるようにという形で、今回補正対応させていただいております。

○日名子委員

それ以外の方は今までどおり1、2か月お待ちいただくことになる感じでしょうか。

○大石市民課長

そのとおりです。

○日名子委員

家族全員申請するのに子どもたちはポイントがもらえるというので、申請が加速した気がします。少しややこしかったのかなと当時は思い、何時間待ちというすごい業務の中、職員の皆さんが優しく適切に対応してくれたので、私の子どもは何時間も座って待っていたみたいですけども、これが12月2日から保険証の代わりになります。急ぐ方もいらっしゃると思いますし、窓口対応というのは外国人の方も言葉の壁とかありますので、丁寧に対応していただきたいと思います。

それで、先ほど事業番号0178と0179のところで、片仮名表記に変えることになるということでしたが、カード自体には片仮名は振られていましたか。

○大石市民課長

お答えします。

最初にお答えしますのは、マイナンバーカードの現状でございます。マイナンバーカード

の現状は、漢字の氏名と住所、それから生年月日しか入っていないです。今回、法改正で仮名氏名を入れますが、当然、住民基本台帳法の法改正に伴って、仮名氏名を住民票に入れます。その内容をマイナンバーカードに併記する。漢字氏名の横に仮名氏名を併記することになります。なので、住民基本台帳の住民票にも仮名氏名が掲載される予定です。その流れでマイナンバーカード。現行のマイナンバーカードはお話ししたとおり載っていませんので、新規に発行する方は、法改正後は最初から載っていますけど、現状の方は更新時、あるいは載せてほしいという申請をしていただければ、私どもの窓口で仮名氏名を機械で併記という形を想定しております。

ローマ字については、海外でも使える法改正が昨年ございまして、その関係でローマ字も併記できる形になっております。

○日名子委員

海外では、身分証明書になるということ。

○大石市民課長

そうですね。

○日名子委員

分かりました。ありがとうございます。

○安部委員長

他に質疑はありませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

他に御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第75号令和6年度別府市一般会計補正予算（第4号）市民課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第75号市民課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、市民課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時08分

再開：10時08分

○安部委員長

再開いたします。

次に高齢者福祉課関係議案の審査を行います。

議第75号令和6年度別府市一般会計補正予算（第4号）高齢者福祉課関係部分及び議第77号令和6年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、当局から説明を願います。

○田辺市民福祉部長兼福祉事務所長

それでは、高齢者福祉課関係部分について御審査をお願いいたします。

○阿南高齢者福祉課長

それでは、配布資料にてご説明いたします。

最初に資料上段の議第75号令和6年度別府市一般会計補正予算（第4号）からご説明いたします。

資料左上の歳出についてですが、0853社会福祉法人利用者負担軽減に要する経費の追加額、157万5千円を計上しております。国と県の返還額の内訳は国が103万9千円、県が53万6千円、あわせて157万5千円となっております。

これは、1つが低所得者の介護サービス利用負担の軽減を目的として、社会福祉法人が行う介護サービスの自己負担額を軽減し、その軽減した一部を公費で補助する内容のものと低所得者の保険料の軽減を目的としまして、所得段階1から3段階の保険料率を低くしたことによる不足分を公費で負担するものですが、令和5年度の精算の結果、ともに返還が生じた結果により、支出するものでございます。

続きまして、議第77号令和6年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。資料中段左側の歳出をご覧ください。

まず、1、4430精算返還金の追加額、1億7,740万2千円ですが、これは令和5年度の介護保険給付費及び地域支援事業費の実績に基づき精算した結果、国、県、そして診療内容の審査及び請求を行っています支払基金からの負担金及び交付金が超過交付となったため、返還するものであります。内訳は国が1億3,452万4千円、県が3,366万9千円、支払基金が920万9千円となっております。

続いて右側の歳入ですが、2、介護給付費交付金につきまして、令和5年度交付金の精算に伴い、支払基金から2,454万3千円の追加交付を受け入れるものであります。

その下3の繰越金の追加額、3億4,961万円ですが、これは令和5年度決算に伴う剰余金を計上しております。

以上によりまして、補正歳出合計がAの1億7,740万2千円、補正歳入合計がBの3億7,415万3千円となりまして、差額の1億9,675万1千円を、左側最下段の歳出4、予備費の追加額として計上するものであります。

以上で高齢者福祉課関係部分の説明を終わります。委員の皆様のご審議をよろしく願いいたします。

○安部委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

（「なし」と発言する者あり。）

別に御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第75号令和6年度別府市一般会計補正予算（第4号）高齢者福祉課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第75号高齢者福祉課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第77号令和6年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原

案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第77号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、高齢者福祉課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時13分

再開：10時13分

○安部委員長

再開いたします。

次に子育て支援課関係議案の審査を行います。

関連がある議案がございますので、障害福祉課及びひと・くらし支援課にも同席いただいておりますので、御了承願います。

議第75号令和6年度別府市一般会計補正予算（第4号）子育て支援課関係部分、議第79号別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について、議第80号別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議第81号別府市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について、議第82号別府市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について及び議第83号別府市多世代交流健康増進複合施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、当局から一括して説明願います。

○宇都宮こども部長

それでは、子育て支援課部分について御審査のほうよろしく願いいたします。

○中西こども部次長兼子育て支援課長

それでは、私のほうから御説明させていただきます。すみませんが、座って御説明をさせていただきます。

議第75号別府市一般会計補正予算（第4号）子育て支援課関係部分についてご説明させていただきます。予算書の18ページをご覧ください。歳出からご説明いたします。

0293児童健全育成に要する経費の追加額につきましては、12節委託料、放課後児童クラブ事業委託料の増額、4,785万円を計上しております。内訳でございますが、放課後児童クラブ委託料の国の補助基準額の年次の改定と常勤の有資格支援員2名以上配置した場合の補助基準額の創設による増額分が3,830万円でございます。また、ICT化推進事業として、入退館管理や保護者との連絡などの省力化を目的とした機器の購入や外国籍の方への対応のための翻訳機の購入などに対する補助を委託料に上乗せして対象クラブ支給するもので、955万円でございます。この増額により、支援員業務にゆとりが生まれ、クラブの安定的な運営が図れることが期待されます。

また、20節貸付金、放課後児童クラブ開設資金貸付金として、100万円を計上しております。これは山の手キッズ第3児童クラブ開設に係る貸付金でございます。今年中の完成を目指し工事中でございます。

次に、1396子どもの未来創造に要する経費の減額につきましては、12節委託料、子どものウェルビーイング推進事業委託料の減額、1,155万円を計上しております。これは、現在、子育て

て支援課で取り組んでいる子ども見守りシステムについて実施予定であったデータの管理項目や判定ロジックの検証業務が、こども家庭庁のデータ連携実証事業に採用されたことから、国から実施事業者へ直接事業費用が支払われるため、事業費に不用額が生じ、減額するものです。市の単独事業としては、子ども見守りシステムにより抽出した子どもたちへの支援策を講じることになります。

次に、0930特別保育等に要する経費の追加額につきましては、18節負担金補助及び交付金、延長保育事業補助金の追加額、665万円を計上しております。これは延長保育事業にかかる国庫補助金の要綱改正による補助基準額の改定に伴うものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。予算書9ページをお開きください。民生費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金の追加額として、1,850万5,000円を計上しております。これは、歳出の0293児童健全育成に要する経費の委託料増額分の4,785万円と0930特別保育等に要する経費、延長保育事業補助金の追加額、665万円が補助対象経費となりそれぞれ補助率約3分の1にあたる額の合計額でございます。

予算書10ページをお開きください。

民生費県補助金、放課後児童健全育成事業費補助金の追加額として、1,628万8,000円を計上しております。これは、先程国庫補助金で御説明いたしました児童健全育成に要する経費を補助対象経費として、補助率約3分の1に相当する額でございます。

次に、地域子ども・子育て支援事業費補助金の追加額として、221万7,000円を計上しております。こちらも国庫補助金でご説明しました延長保育事業補助金を補助対象経費として、補助率約3分の1に相当する額でございます。

以上、議第75号令和6年度別府市一般会計補正予算（第4号）子育て支援課関係部分の説明を終わります。

引き続き、議第79号別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。議案書1ページから3ページまででございます。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めたものであります。今回の改正は、別府市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成において、医療保険各法の規定による被保険者資格の確認を個人番号を利用して行うことになったこと。また、生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じた保護の措置に関する事務が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等に伴い、条例を改正しようとするものであります。

次に、議案書4ページ、5ページでございます。議第80号別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明します。

この条例は、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。今回の改正は、児童福祉法の規定に基づき、条例を定めるにあたって従うべき基準等を定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、小規模保育事業や事業所内保育事業での3歳児以上のクラスの保育士及び保育従事者の配置基準が改められたことに伴い、条例を改正しようとするものであります。

次に、6ページ議第81号別府市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正についてでございます。

今回の改正は、助成対象者の制限の規定において引用しております児童扶養手当施行令の一部が改正され、引用する条項が改められたことに伴い、条例を改正しようとするものであります。

次に、議案書 7 ページ議第82号別府市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。今回の改正は市内に3カ所あります別府市児童館のうち、北部児童館及び西部児童館を使用することができる児童の年齢を現在のおおむね中学校終了までの児童から国のガイドラインに沿って18歳未満の全ての子どもに改めるものであります。

次に、議案書 8 ページ及び 9 ページ、議第83号別府市多世代交流健康増進複合施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

今回の改正は、施設の位置を別府市南町3566番1から別府市南町7番22号に改めること。また、当該複合施設のひとつである南部地域交流センター・児童館を使用することができる児童の年齢を先程議第82号でご説明したとおり18歳未満の全ての子どもに改めること。さらに当該複合施設の位置を改めることに伴い、当該複合施設にある中央保育所及び南部子育て支援センターの位置を附則にて改めるものであります。

以上で、子育て支援課関係部分の説明を終わります。審議の程、よろしくお願いいたします。

○安部委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。議案が多いため、質問者は議案名を明確にして質問していただきますようお願い申し上げます。

○日名子委員

議第75号で資格を持っている支援員が2名以上の時に支援金が発生するという御説明だっと思いますが、各放課後児童クラブでそういう支援できる方というのは確保をかなりできているのでしょうか。

○中西こども部次長兼子育て支援課長

今回、2名以上の常勤を置く場合に増額されるということで、今回の補正予算を組むにあたりまして、全ての児童クラブの方に調査をいたしました。上がってきたところが市内38カ所のうち、21カ所から回答がありました。2名以上が確実に通年通して配置できるのかどうか疑問なところについては控えるところもございましたし、確実に2名配置できるというところでお答えいただいたところを計上させていただいています。

○日名子委員

福祉の現場はなかなか人手不足だと思いますし、お困り事も多いと思います。雇いたくても雇うことができないなど、いろいろな御事情でなかなか難しい部分もあります。しかし、子どもたちの数に対して、やはり支援員やサポートする人の数は必要なのかなと思います。放課後児童クラブには引き続き声かけといいますか、支援状況を把握していただきたいなと思います。

○安部委員長

よろしいですか。

○山本委員

今、支援員の件で説明があったけど追跡調査しますか。例えば、年度の初めに雇って、年度の終わりになると時々不正がある。その追跡調査は行うのか。

○中西こども部次長兼子育て支援課長

委託料に関して支払う関係もございますので、必ず実態については把握するように努めておりますので、不正のないような形で行っていきたいと考えております。

○宇都宮こども部長

今の補足をしますと、途中で常勤2名とならなかった場合というのものもあるかと思います。その場合はやはり、委託金の計算を再計算して、年度末に金額を変更して、放課後児童クラブから返金となる可能性もありますので、その辺の雇用関係というところは、調べさせていただくというか報告をいただきたいというふうに思っております。

○中村委員

確認ですけど、常勤2名は、支援員の資格は必要ですか。

○中西こども部次長兼子育て支援課長

基本的には有資格者ということで、資格のある方を2名ということになっております。

○日名子委員

議第80号で、保育児童の定員が20人から15人に1人の保育士さんが配置されると。その確保については大丈夫でしょうか。

○中西こども部次長兼子育て支援課長

御説明いたします。

議第80号の条例が適用する家庭的保育事業等を実施している事業所は、現在、別府市内においてはございません。一応こういう仕組みができ、県や国の方からの要請もあり、いつでもそういう事業者に対応できるようにということで整備させていただいております。国の基準が変わったので、今回挙げさせていただきましたが、直接影響は今回市内ではございません。

○日名子委員

延長保育の件で、別府市立の保育園の延長保育のみでしょうか。

○宇都宮こども部長

今おっしゃられた分につきましては、認可保育所が対象になりますので、市立、私立問わず、認可保育所ということになります。

○日名子委員

時間はどのようになっていますか。時間などは一律に決まっていますか。

○宇都宮こども部長

今回の増額の部分につきましては、何時から何時までというところではなくて、30分間の延長もしくは1時間延長に対しての金額設定ということになっています。

○日名子委員

その保育施設によるところがあるということでしょうか。

○中西こども部次長兼子育て支援課長

基本的に11時間でみます。そこからプラス、マイナスで2時間とか1時間、延長という幅がございますので、その開所時間と閉所時間によって延長時間も決まってくるということになります。

○日名子委員

最大で20時ですか。

○中西こども部次長兼子育て支援課長

延長保育時間、最大で20時、多くが19時となっています。

○日名子委員

延長を希望する家庭が増えているのかなと思います。早朝も早くお願いしたいなというところも増えていると思いますので、大変ありがたいと思います。ありがとうございました。

○安部委員長

他に質疑はございませんか。

○山本委員

議第82号で別府市の児童館が預かっている子どもの数は何名なのか。

○安部委員長

課長、分かりますか。

○山本委員

児童館が3つあるはず。

○中西こども部次長兼子育て支援課長

登録者数については、申し訳ありません今、把握できていないのですが、毎月の利用者数は、おおむね各園とも毎月平均で、利用者数1,000人です。保護者も含めてになりますが、1,000人ぐらいの利用があります。

○日名子委員

延べ人数ですか。

○中西こども部次長兼子育て支援課長

延べです。

○山本委員

1,000人はすごく数字が多いような気がするけど、児童館3つに収容できるのか。延べ人数の答弁があったけど、感覚的に1,000人は多いような気がする。これが18歳まで延びるが大丈夫なのか。

○中西こども部次長兼子育て支援課長

大変申し訳ございません、これは、昨日私が会議で伺った数字になります。実は8月の利

用者数になります。夏休みということで申し訳ございません。

○安部委員長

今、山本委員は18歳まで引き上がることによって、キャパオーバーしないのかという質問です。

○中西こども部次長兼子育て支援課長

正式に一般的な平均した人数というのをまたちょっとお調べして御報告させていただきますが、現状18歳までになってもそこまで急激に利用が増えるという予測はしておりません。

○安部委員長

よろしくお願ひしたいと思います。

他に御質疑ありませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

他に御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第75号令和6年度別府市一般会計補正予算(第4号)子育て支援課関係分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第75号子育て支援課関係分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第79号別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第79号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第80号別府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第80号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第81号別府市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第81号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第82号別府市児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第82号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、議第83号別府市多世代交流健康増進複合施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第83号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、子育て支援課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10時37分

再開：10時37分

○安部委員長

再開いたします。

次に、保険年金課関係議案の審査を行います。

議第75号令和6年度別府市一般会計補正予算（第4号）保険年金課関係部分、議第76号令和6年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第78号令和6年度別府市後期高齢者医療特別会計予算（第1号）、議第84号別府市国民健康保険条例の一部改正について及び議第88号大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、当局から一括して説明願います。

○和田いきいき健幸部長

いきいき健幸部です。いきいき健幸部が委員会審査をお願いしている分は保険年金課とスポーツ推進課部分です。よろしくお願いいたします。

では、内容については課長のほうから説明をさせていただきます。

○石崎保険年金課長

それでは、保険年金課関係議案5件につきまして、ご説明をさせていただきます。

座ってご説明をさせていただきます。

議第75号令和6年度別府市一般会計補正予算（第4号）保険年金課関係部分について、ご説明をさせていただきます。

予算書の13ページをお開きください。

歳入では、雑入、療養給付費負担金返還金としまして、2,423万2,000円を計上しております。

これは、令和5年度に大分県後期高齢者医療広域連合に対し、支出しました保険給付費などの精算に伴う返還金であります。

続きまして、議第76号令和6年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明をさせていただきます。

特別会計予算書7ページをご覧ください。

まず、初めに歳入では、繰越金の追加額としまして、3億1,120万8,000円を計上しております。

これは、令和5年度国民健康保険事業特別会計の決算における剰余金を令和6年度に繰り越すものであります。次に、恐れ入りますがページを戻って頂き、6ページをご覧ください。

基金繰入金の減額、8,000万円であります。先ほどの繰越金の額の確定に伴い、基金繰入金を減額するものであります。

続いて、歳出になります。8ページをご覧ください。

事業番号3257一般被保険者医療給付費分納付金については、財源の補正のみとなっております。

次に、9 ページをご覧ください。

事業番号 3233 精算返還金の追加額として、1 億 3,416 万 2,000 円であります。まず、国庫返納金としまして、6 万 9,000 円、これは令和 5 年度の社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の精算等に伴い、超過交付された分を国に返納するものであります。

続いて、県返納金としまして、普通交付金、特別交付金などの超過交付分 1 億 3,409 万 3,000 円を返納するものであります。

次に、10 ページをご覧ください。

予備費の追加額としまして、9,704 万 6,000 円であります。これによりまして、今回の補正の総額は歳入歳出ともに 2 億 3,120 万 8,000 円、予算総額 133 億 5,920 万 8,000 円となるものであります。

続きまして、議第 78 号 令和 6 年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明をさせていただきます。特別会計予算書 25 ページをご覧ください。

歳入では、繰越金の追加額、922 万 3,000 円を計上しております。

これは、令和 5 年度後期高齢者医療特別会計の決算において、発生した剰余金、本年 4 月、5 月の出納整理期間中に収納された保険料を、令和 6 年度に繰り越すものであります。

次に 26 ページをご覧ください。

歳出では、事業番号 4501 後期高齢者医療広域連合運営等に要する経費の追加額に歳入と同額の 922 万 3,000 円を計上しております。

歳入でご説明しました出納整理期間中に収納された保険料を大分県後期高齢者医療広域連合に保険料等負担金として、支出するものであります。

続きまして、議案書 10 ページをご覧ください。

議第 84 号別府市国民健康保険条例の一部改正についてであります。

国民健康保険法の一部改正により、12 月 2 日から現行の保険証の新規発行ができなくなることに伴い、保険証の返還についてを削除し、また正当な理由なしに資格取得や喪失などに適用される過料について、厚生労働省が示す条例参考例に合わせ 2 万円以下から 10 万円以下に改めるものであります。

続いて、議案書の 21 ページをご覧ください。

議第 88 号 大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてであります。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、現行の後期高齢者の保険証が廃止されることに伴い、後期高齢者医療制度の運営に係る事務分担において、市町村業務である被保険者証及び資格証明書の引渡しや返還の受付について、12 月 2 日から資格確認書等に改めるものであります。

改正内容につきましては、委員長の許可を経て、タブレットに説明資料を配布しておりますので、それに沿って、ご説明をさせていただきます。

大分県後期高齢者医療広域連合規約第 4 条において、広域連合の処理する事務が規定されており、別表第 1 に関係市町村において、行う事務が定められております。

資料中段の右側に別表第 1 の現行、黒字に下線が引いてある 2 つの項目、被保険者証及び資格証明書を左側の白字、資格確認書等に改めるものであります。なお、広域連合規約の変更に関する協議については、地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定により、関係市町村の協議及び同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を要するものであります。

以上、簡単ではありますが、保険年金課関係部分についてのご説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○安部委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。議案が多いため、質問者は議案名を明確にして質問していただきますよう、お願いします。

○中村委員

確認ですけど、議第88号の説明のところで、別表第1の改正案のところに資格確認書等の引渡しというふうに書いていますが、資格証明書等の引渡しという説明でしたが、どちらが正しいですか。

○石崎保険年金課長

すみません、資格確認書等です。資料にあります資格確認書等のところでお願いしたいと思います。

○安部委員長

他に御質疑ありませんか。

（「なし」と発言する者あり。）

他に御質疑もないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第75号令和6年度別府市一般会計補正予算（第4号）保険年金課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第75号保険年金課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第76号令和6年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第76号について、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第78号令和6年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第78号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第84号別府市国民健康保険条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第84号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、議第88号大分県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第88号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、保険年金課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：10 時 49 分

再開：10 時 49 分

○安部委員長

再開いたします。

次に、スポーツ振興推進課関係議案の審査を行います。

議第75号令和6年度別府市一般会計補正予算(第4号)スポーツ推進課関係部分について、当局から説明願います。

○豊田スポーツ推進課長

スポーツ推進課の豊田でございます。よろしくお願いいたします。

議第75号令和6年度別府市一般会計補正予算(第4号)スポーツ推進課関係部分について御説明をいたします。

まず、予算説明書の26ページをお開きください。

事業番号0657体育施設整備に要する経費の財源補正でございます。これは、当初予算の工事費におきまして、一般財源としていたものを起債対象とすること。または、起債対象としていたものをより充当率の高い起債とすることによる財源補正でございます。

次に、6ページをお開きください。

第3表の下段、体育施設整備事業債8,730万円の補正でございます。内容につきましては、先ほど説明いたしました内容でございます。

次に14ページをお開きください。こちらも同様の内容でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○安部委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

○日名子委員

今回の補正は、べっぷアリーナの改修のことですか。

○豊田スポーツ推進課長

内容としましては2種類ございます。べっぷアリーナの改修部分と野口原総合運動公園の陸上競技場の走路舗装の工事に係るものでございます。

○日名子委員

走路舗装について具体的に。

○豊田スポーツ推進課長

野口原総合運動公園の陸上競技場の半円になったその半分になります。

○安部委員長

Aゾーンと呼ばれるものです。

○豊田スポーツ推進課長

高跳び用の走路として舗装をしましたので、その分の工事になります。

○日名子委員

ありがとうございます。公式記録になるような工事だったのですか。それとも単にメンテナンスの工事でしょうか。

○豊田スポーツ推進課長

一応、走路と同じような舗装を今回、半円の半分についてもさせていただきました。

○安部委員長

よろしいですか。

○日名子委員

きれいに外と合わせてしたということですね。

○山本委員

今回の財源補正についてももう少し詳細に。

○豊田スポーツ推進課長

工事としては2種類ございまして、べっぶアリーナの工事に係るものが7,240万円、この補正になります。先ほど、最後に説明しました野口原総合運動公園の陸上競技場の舗装に係るものが1,490万円の内容になります。

一般財源から起債対象に振替がありましたものが陸上競技場の1,490万円でございます、充当率について、当初、75%から高い100%に振替をしましたのが、アリーナの分の7,240万円、この2種類の起債の増額になっております。

○山本委員

一般財源から地方債にしたということか。

○豊田スポーツ推進課長

そうでございます。

○山本委員

ということは、安くなるということ。

○豊田スポーツ推進課長

工事の総額については変わりございません。内容が一般財源から地方債に変わったということでございます。総額については同額でございます。

○山本委員

一般財源から地方債に変わったということ。そこら辺のメリットは。

○豊田スポーツ推進課長

一般財源というのは、単年度予算で支出されるものでございまして、一般的にはですね。地方債に振替をしますと、これは後年度にわたって10年間、20年間で償還されるものということに認識しておりますので、その辺が市の立場からしますと、償還が少しずつになり、単年度で見た時の支出分が少なくなったというメリットがあるというふうには考えております。

それと、充当率75%から100%の借換えの部分につきましては、当然、そのメリットと普通交付税への交付税措置があるということを財政から聞いております。その辺もメリットとして挙げられるのではないかと考えております。

○山本委員

変わるということはそれなりの理由があるわけやな。

○安部委員長

他にご質問はございませんか。

○日名子委員

2か所の工事の進捗状況というのは今、どのような感じですか。

○豊田スポーツ推進課長

陸上競技場の助走路についてはもう工事完了しております。べっぷアリーナにつきましては、来年の2月を目途に工事を行っている最中でございます。

○日名子委員

今も休館中で来年2月まで続くということですか。

○豊田スポーツ推進課長

おっしゃるとおりです。

○中村委員

今の日名子委員とはほぼ同じ内容ですけれども、べっぷアリーナの方で、今、平面駐車場と屋外の駐車場がずっと使えないようになっています。あれは2月の工事終了まで使えないということですか。

○豊田スポーツ推進課長

やはり工事車両の行き来とかを考えまして、安全面からあそこは一般車両の進入を禁止しておりますので、工事終了まではその取扱いをする予定でございます。ただし、入り口から入った地下の駐車場については、ジムの利用者等々はそちらの駐車場に止めていただくようにはなっております。

○安部委員長

よろしいですか。

○重松副委員長

財源補正の件ですが、陸上競技場の地方債の起債も100%ということでしょうか。

○豊田スポーツ推進課長

これは75%の充当率になっております。

○重松副委員長

同じ体育施設整備事業債という中にも、そういった100%の地方債と75%は別のメニューと

いうことですか。

○豊田スポーツ推進課長

おっしゃるとおりでございます。一般単独事業債というものが75%の充当率になっておりまして、緊急防災減災事業債というのが充当率100%の交付金措置ありの地方債というふうになっております。

○重松副委員長

分かりました。

○中村委員

べっぷアリーナの件です。駐車場が今、無料ですが、いつか有料化になることはありますか。

○豊田スポーツ推進課長

基本的には、お金を頂くというような駐車場になっておりますので、ただ、現在工事中ということでございまして、無料の措置を行うところをしているという状況でございます。

○中村委員

いずれ有料になるかもしれないということですね。

○豊田スポーツ推進課長

おっしゃるとおりです。

○安部委員長

他に御質疑ありませんか。大丈夫ですね。

（「なし」と発言する者あり。）

他に御質疑ないようでありますので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第75号令和6年度別府市一般会計補正予算(第4号)スポーツ推進課関係部分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、議第75号スポーツ推進課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、スポーツ推進課関係議案の審査を終了いたします。

休憩いたします。

休憩：11時01分

再開：11時01分

○安部委員長

再開いたします。

最後に、教育政策課関係議案の審査を行います。

議第75号令和6年度別府市一般会計補正予算(第4号)教育政策課関係部分について、当

局から説明をお願いします。

○矢野教育部長

おはようございます。教育部の矢野でございます。

教育部では、予算議案といたしまして議第75号令和6年度別府市一般会計補正予算（第4号）関係部分についての議案を提出させていただいております。

それでは、教育政策課の方から御説明をさせていただきたいと思いますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○森本教育政策課長

それでは議案に沿ってご説明いたします。

議第75号令和6年度別府市一般会計補正予算（第4号）関係部分は歳入予算、歳出予算相互に関連しておりますので、歳出予算から先にご説明いたします。

予算書の23ページをご覧ください。

0553 小学校の施設整備に要する経費の追加額として、避雷設備整備委託料と施設整備工事費、計8,440万5,000円を計上しています。

まず、避雷設備整備委託料についてです。

令和5年8月に大平山小学校に落雷し、校舎建物破損及び電子機器類が故障する事態が発生いたしました。幸い児童や教職員には人的被害はありませんでしたが、今後の雷災害に備えるため、大平山小学校に2基及び同等標高に位置する鶴見小学校に3基の避雷設備を整備するための委託料として、3,419万6,000円を計上しています。

次に、施設整備工事費は、朝日幼稚園大規模改修に伴い、改修期間中の仮園舎として朝日小学校の旧給食室を改修するための工事費です。建築工事、機械工事、電気工事を合わせて5,020万9,000円を計上しています。

朝日幼稚園は、令和8年3月完成、4月供用開始を目途としています。改修工事に要する期間が10か月と算定されたことにより、それまでに仮園舎を整備し、移転を完了する必要があることから、令和6年末に旧給食室を仮園舎に改修する工事に着工し、令和7年4月から1年間、仮園舎にて保育を行う計画です。

続いて、予算書の24ページをご覧ください。

0566 中学校の施設整備に要する経費の追加額、1,353万円を計上しています。小学校の施設整備に要する経費と同様、朝日中学校に2基の避雷設備を整備するための委託料です。

次に、予算書の25ページ、1244 図書館等一体的整備に要する経費は財源の補正ですので、歳入予算でご説明いたします。

予算書9ページをお開きください。

6 教育費国庫補助金、5 社会教育費補助金は、新図書館等整備事業にかかる国土交通省の補助金、都市構造再編集集中支援事業費補助金の内示額が確定したことに伴い、1億7,193万9,000円の減額の財源補正をするものです。本事業は、令和3年度から令和7年度の5か年計画であり、計画期間における補助金の額を年度間調整したため、今年度分が減額となったものです。

それに関連して、予算書14ページ、8 教育債、5 社会教育債を1億5,480万円増額の財源補正をいたします。

同じく、14ページ、8 教育債、2 小学校債は、歳出でご説明いたしました避雷設備整備と朝日小学校旧給食室改修に伴うもの及び亀川小学校体育館空調更新において、充当率の高い地方債への組換えを行うものです。

同じく、3 中学校債は、朝日中学校の避雷設備整備に伴うもの及び朝日、北部、中部の各

中学校体育館の空調更新において、充当率の高い地方債への組換えを行うものです。

なお、只今、ご説明しました地方債の限度額は、予算書6ページの一覧表に記載しております。

教育政策課関係部分は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○安部委員長

以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

○小野委員

避雷針ですけれども、大平山小学校に2基、鶴見小学校に3基で、校舎の上建っているというイメージがあります。金額と見合った時に高いイメージがありますが、これぐらいかかるものですか。工事費とかも含めて。

○森本教育政策課長

避雷設備は現在、受注生産ということです。ですので、受注をしまして納品をしていただくプロセスを考えると、大体1基あたり700万ということになっていただいております。

○矢野教育部長

補足ですけれども、言われるように屋上に避雷針を設置しますが、やはりアースをする必要があります。もし、落ちた場合の電流を逃がす装置というところもありますので、確かに高いという認識がありますが、やはり屋上に設置するので、その補強工事も必要になりますし、地中に導線を植えて、確実に電流を流すという装置も要りますので、どうしてもこのくらいの金額がかかっていくということになります。

○小野委員

校舎に建てるということで、体育館とかに設置する予定とかはありますか。

○森本教育政策課長

建築基準法で決められている高さが20メートルという高さがあります。4階建て以上の校舎というふうにイメージをしていただくと分かりやすいかと思います。体育館はそこまでの高さがないので、体育館については今のところ考えていないところでございます。

○小野委員

避雷針の耐久性というか、一度建てたらどのくらいもちますか。

○森本教育政策課長

避雷針の耐久性について調査をしておりませんので、また改めましてご報告させていただきます。

○安部委員長

よろしくお願いします。

○小野委員

ここだけではなくて、また設置する学校とかもあるかもしれないと思うので、その点も含

めてこれからもよろしくお願いします。

○三重委員

この避雷針、その後、違う質問もありますが、私、天気予報士でも何でもないので詳しいことは分かりませんが、基本的に雷が鳴るような時や雨が降るような時に子どもたちがグラウンドで何かをしているというイメージは基本的には湧かないのですが、もしかしたら、例えば、放課後、子どもたちが野球やサッカーをグラウンドでやることを想定した時に雷のイメージはああいう広くて何も無いところに落ちてくるというイメージがあります。グラウンドとかには設置するとかいうことは、これから先考える必要があると思いますが。

○森本教育政策課長

現状では、グラウンドは今考えていないところでございます。

○矢野教育部長

基本的には建築基準法というのがございまして、20メートル以上の建物については設置義務があるということです。グラウンドについて、確かにおっしゃるとおり、落ちる可能性はありますが、やはり基本的には学校の校舎に設置するのが妥当なのかなと考えてございます。

○三重委員

分かりました。無いより有った方がましだろうというような話も含めてですけども。それについて分かりました。

それともう一つ、小学校の施設整備に要する経費で朝日幼稚園の件で、旧給食室の改修工事についてですが、議案質疑の時にももしかしたら聞き漏らしたかもしれません。確認したいのですが、この5,000万は旧給食室を改修工事する金額ですか。

○森本教育政策課長

朝日小学校などの、旧給食室の改修工事についてでございます。

○三重委員

私、うわさで聞いたのですが、当初は小学校の運動場の方にいわゆるプレハブを建てて、そこを仮園舎にするということでしたが、それはこの旧給食室を改修工事の方が予算的にも安く見積もれたというか、工事費用があまりかからなかったということで、そういうふうになったのでしょうか。

○森本教育政策課長

まず、校庭のプレハブの仮園舎の設置も確かに委員御指摘のとおり検討いたしました。実は校庭の中には、トイレの配管や下水管ですとか、大きな管がたくさん通ってございます。もし、プレハブを建てるとすれば、一番南の端、今、野球部が使っているあの辺りに建てるを得なくなる。となると、1年以上プレハブを設置するとなると、学校活動や社会体育の活動、これらに大きく支障が出ますし、運動会も確実にできなくなるということが想定をされましたので、グラウンドのプレハブという案をやめて、小学校の中の旧給食室の改修というふうにしました。

○三重委員

改修工事して、令和8年度に配膳室を予定ということになっています。一応、あくまでも予定であって、配膳室以外で何かまた利活用するというような既に何か計画みたいなのは立っているのでしょうか。

○森本教育政策課長

御存じのとおり、朝日小学校のコンテナ置場は非常に狭いということをかねてからお話を伺っております。子どもたちが配膳業務をするうえで、スムーズに動線を確保できるように、現在では幼稚園舎、仮園舎の使用が終了した後は、配膳室として利用を考えております。

○三重委員

それに補足してですけど、その時に朝日小学校の入り口の部分で、あそこの車の出入り、多分、御存じだと思いますが、そこの部分を改修しようという議論はなかったのですか。

○森本教育政策課長

朝日小学校の正門の部分ですね、今、給食のプラットフォームを作る際に、車両の動線の確保ができるかというところは、その時点では一度検討しているかと思います。ですので、今回の仮設園舎を作る工事にあたっては、その議論はしておりません。

○三重委員

今後、そこら辺も考えていく必要があるのではないかと私自身は感じています。夕方だも行ってもらえるとわかると思いますが、保護者の送迎を含めて、かなりの車が渋滞しているというか、もちろん子どもたちも下校しているような状況があります。そこは少し気をつけていただきたいというふうに思います。

また、別の視点になりますが、確かに改修していくうえで、このタイムスケジュールを見ると1年仮園舎でということですが、実際、そこに来る子どもたち、園児にしてみれば、大切なそこ1年であって、この幼稚園の1年間というのは、遊びを通じて教育にいろいろと影響する時期だと思います。この仮設園舎になった時、いわゆる旧給食室、私もイメージできますけれども園庭はどうしますか。

○森本教育政策課長

園庭は、今の幼稚園の園庭は工事車両が入っているので使えないと考えています。もうグラウンドを使っていただく、もしくは外遊びの時には、学童クラブがまだ利用していない中庭なども使えるかというふうに考えております。

○三重委員

中庭は多分御存じのように、段差がかなりの高さがあるのと、幅は3メートルぐらいしかないと思います。中庭は。実際、見に行くと分かると思いますが、マンホールが凸凹で頭が出ていますし、東側に行けば、1年生の教室なんかがあって、1年生が授業している時に幼稚園の子どもたちが目の前、すぐ真横で遊んでいるところを想像してもらったら、どういうふうに教育に影響するかなというのも分かると思います。1年生だからそれはこらえてよというのか、そこら辺の配慮は必要ではないかというふうに思っています。

最後の質問にしますが、あわせてこの新しい幼稚園の園舎の方の改修工事、令和6年現在、実施設計入っていますが、これはある程度設計が立ち上がったら、我々にはこういう感じになりますよという報告はあがってくるのでしょうか。

○森本教育政策課長

朝日幼稚園で。

○三重委員

幼稚園ですよ。

○森本教育政策課長

それは、然るべきタイミングでお見せをするかと思います。

○安部委員長

部長、いかがですか。

○矢野教育部長

おっしゃるとおり、どういった形で改修になるのかというのは、やはり今度入ってくる、次に入ってくる方も気になりますので、その辺はどういう形でお見せできるかというところも含めて、今後検討してお見せできるような形を持っていきたいと思っております。

○三重委員

というのは、新しく公立幼稚園の在り方そのものが14園から7園に減っていくということと、この朝日幼稚園に関しては2年保育が始まるということですね。当然、説明会の時も保護者の送迎場所というか、子どもたちの乗降場所の問題や特別支援教育の部分で、多分、小学校の方も今、クラス数が増えています。実際、14園が7園になった時に公立幼稚園の場合は、特別支援教育のある意味受皿になるというか、その地域の中核的な施設になるということと、いった時にそれ相応、ましてや朝日幼稚園に関しては、これからの園児数なんかも含めて、それ相応の規模というか、ハード面についてもそれ相応の規模が必要になってくると思います。当然、子どもたちの今度遊ぶ園庭ですよ。ここら辺というのも当然それなりの園児数が増えるわけですから、当然必要になってくるのかなというふうに思います。

だから、その時にある程度、我々の方にもこの設計でこういう感じになりますというものが分かれば、ぜひ知りたいなということが一つと、もちろん予算が限られていると思いますが、現場サイドと優先順位を含めて、これは絶対に欠かすことができないということも含めて、こっちでこういうふうに計画したから、お願いしますではなくて、そこはしっかりと現場の方と密に連携を取って、やっていってもらいたいなというような思いです。

というのは、もういろいろ細かいことまで言いませんが、例えば机と椅子の入替えの話含めてもそうだし、エアコンの話もそうだけど、ちょっとちぐはぐさが目立つような気がします。私が感じる部分ですが、そういうところで、現場サイドの声をしっかりと聞きながら、今後の流れを注意しながらやっていっていただきたいなというふうに思っていますので、そのことをお願いしたいと思います。以上です。

○安部委員長

よろしくお願ひしたいと思います。

○山本委員

朝日幼稚園の件で、この建築の予算というのは出てくるの。

○矢野教育部長

ただいま設計をさせていただいております。これにつきましては、また予算計上する予定で今動いております。

○山本委員

予算計上するということは、設計を見せてくれないと議論ができない。

○矢野教育部長

おっしゃるとおり、設計後、こういった図面になるのかというところは議員の方にはお見せをさせていただきたいと思います。

○三重委員

結局、今回もこの朝日幼稚園になっていますけども、これから先また2年保育始まっていく園が今からありますよね。当然、これから使わなくなった園舎どうするのかとかいう話も当然出てくると思いますが、いずれにしろ新しく幼稚園の公立幼稚園の在り方が変わる段階で、やはりいろいろなところまで改修が必要になってくると思います。そこら辺の分はとにかく現場サイドの声と、ある程度、私たちにもそういうのが分かるような形で報告をしていただけたらと思います。

○安部委員長

よろしくお願ひしたいと思います。

○中村委員

0553の小学校の施設整備に要する経費の追加額のところですが、今回、朝日幼稚園の改修ということですが、就学前教育・保育ビジョンの案が出た時に各園を見て回りました。その時に鶴見幼稚園がもう築49年とか50年で、僕が行った時はトイレが2か所ある内の1か所が故障で使えない状況になっていて、もうすぐ市の方が緊急対応してくれるという説明を伺いました。トイレの臭いがすごくて、なかなか窓が開かないような状況で結構年季がやはり築49年、50年になっているので、入っているなというふうに感じました。

いずれ朝日、順を追ってでしょうけれども、朝日幼稚園の改修終わったら、そちらの方も検討したりもしていますか。

○矢野教育部長

おっしゃるとおり、就学前・保育ビジョンの実施に伴いまして、幼稚園を再編する計画で、令和9年度からになりますけども動いております。その中で、当面最初は、最初の段階では朝日幼稚園、その次には今、委員おっしゃった鶴見幼稚園が昭和49年、もう築50年を経過しておりますので、同じような形で大規模な改修が必要じゃないかなということで、令和9年度までの完成を目指して実施をする計画を立てております。

また、他の幼稚園も残るところは人数が増えますので、特にトイレの関係につきましては、改善が必要だと考えておりますので、いずれもビジョンの実施、令和9年度までには、各幼稚園全てできるだけ環境整備には努めていきたいというふうに考えております。

○中村委員

分かりました。よろしくお願ひします。

○三重委員

1 点言い残したものが。この朝日幼稚園の今後のいわゆる新しい園舎の方のところで、ちょっと一応私なりの考えというか、それをお伝えしておきたいのが、そうは言っても土地はかなりもう限られている状況というのも私も把握しています。放課後児童クラブのプレハブがあり、そういうのがあるのは分かりますが、今のままでいくと、朝日幼稚園の正門のところから入ったところに園庭になっていますが、あそこを設計する段階でその方たちがどう考えているか分からないですけども、あそこを例えば、保護者の送迎場所の車の転回場所とかというふうに考えると、より一層園庭が狭くなっていくことが予想されます。

そうやって考えると、朝日幼稚園のいわゆる北側、昔ながらの古い塀があります。昔、恐らく正門だったのではないかとこの構造物があります。ここは幸い時間帯で一方通行になっています。あの塀を壊して、道を少し広くするとかすると、園庭を潰さず乗降場もできるのではないかと。予算の関係とかあると思いますが、そういうことも思っていますので、そういうところをとにかく細かくチェックしていただいて、検討していただきたいなということを付け加えてお願いしたいと思います。

(委員長交代、重松副委員長、委員長席に着く)

○安部委員

宮崎県で今年4月に落雷があって、高校のグラウンドで18人が救急搬送されて、2人が意識不明で、1人が意識戻ったという状況は知っていると思います。宮崎県は避雷針をつけるのではなく、教育の方で、いかに避難するのか。いかに察知するかとことで気象庁にビデオを作っていただいて、啓蒙活動に努めていることと、部活動指導員に研修をかけて、学校の先生方に退避する。早めの退避みたいな、そういうことを今やっているそうです。それも含めてお願いしたいと思いますので、避雷針だけで収まるものではないと思いますので、グラウンドがやはり落ちやすい環境があらうかと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

○矢野教育部長

今おっしゃったところは、非常に大事なところだと思います。災害は地震だけではなくて、今、言われたような風水害、雷の被害というのもありますので、この辺につきましましては、各学校が十分認識して避難行動、その時にどうするのかというところを常に考えながら、避難訓練等実施を学校のほうにしていこうように指示をしていきたいと考えております。

○安部委員長

よろしくお願いしたいと思います。

(委員長交代、安部委員長、委員長席に着く)

○日名子委員

今の委員長の御意見に付け加えさせていただきたいのですが、鶴見小学校、大平山小学校、朝日中学校と、標高の高いところの小学校に避雷針をつけるという説明が事業説明の中でもありましたが、今は標高の低いところにもグラウンドを含め、雷が落ちるとするのは、全国的に天気予報を見るたびに感じています。建築基準法で設置基準とかというのはあるかもしれませんが、やはり子どもたちが学ぶところですので、その3校にかかわらず、予算もかかることではございますけれども、平等に市内の各小中学校とかに設置も今後検討が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○矢野教育部長

おっしゃるとおり、確かにどこに落ちるか分からないというところから、子どもたちを安心、安全に守るというところは本当責務だと考えております。その中で、今回の補正予算につきましては、御説明したとおり大平山小学校で実際1年前に落ちました。その後、地域住民やPTAの方からの要望があつて、今回の補正計上となっております。

今回、補正計上するうえで、やはり我々も、どの範囲で校舎の建築基準法の義務がないところの校舎に建てるのがいいのかというところは議論をいたしました。ただ、今回は補正予算というところもありまして、標高、大平山小学校が209メートルという標高になっております。どこかで線引きをしなければいけないというところで、標高200メートル以上というところを考えて、鶴見小学校、朝日中学校という形で、3校の避雷針の設置について補正の計上をさせていただきました。今おっしゃるとおり、他の校舎につきましても、今後の気象状況、いろいろな状況が年々変わってきております。その状況を調査しながら、避雷針の設置について拡充していくかどうか、公共施設全体にも影響するということもありますので、その辺も含めまして、教育委員会として総合的に判断をさせていただきながら、また、関係部署との調整をしていき、拡充していく。どのような形で拡充していくのがいいのかというところは調査を継続して進めていきたいと考えております。

○日名子委員

ありがとうございます。先日の台風10号で、かなり怖い思いをした方も多かったと思います。本当に風水害など、何が起こるか分からないというところで、備えても備えてもというところはあるかと思いますが、やはり別府市全体を見渡したときに、万が一の想定をして適切に協議をしていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

○寺岡教育長

避雷針につきましては、昨年8月24日に大平山小学校の管理棟の一番屋上の端っこに落ちました。ブロック塀ぐらいな大きさの破片がグラウンドまで落ちました。たまたま部活動、スポーツ活動をやっていましたが、もう雷があるということで体育館に避難していて、幸い大きな事故はなく、それ以来、学校はPTAの方や地域の方からも避雷針の設置についてかなり強い要望が来ていました。財源の関係や関係課と相談する中で、今回こういう形で上げさせていただきました。

本当に平等的に考えれば、全学校にそういう危険防止、安全確保のために対応しないといけないと思っていますので、部長が言いましたように、随時検討していかないといけない事項と思っています。

○日名子委員

ありがとうございます。お願いします。

○安部委員長

他に御質疑はございませんか。

(「なし」と発言する者あり。)

他に御質疑もないようですので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議第75号令和6年度別府市一般会計補正予算(第4号)教育政策課関係分について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり。)

御異議なしと認めます。

よって、議第75号教育政策課関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に受けました議案の審査は全て終了しました。

なお、委員長報告及び会議録作成につきましては、委員長に一任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と発言する者あり。）

御異議なしと認めます。

よって、委員長報告及び会議録作成につきましては、委員長に一任していただきます。

これをもちまして、厚生環境教育委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

○閉議：11時41分